

議案第 1 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和7年7月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

- (1) 情報通信技術が急速に普及し、これまでの農業とは大きく変化していることから、ICT、AI及び情報通信最先端技術を活用したスマート農業などの農業DXを学ぶ機会を充実させ、多様な農業の担い手を育成することが急務である。
- (2) 沖縄県立北部農林高等学校においては、北部地域の農業、観光資源及び自然環境を生かした教育を行うこととしている。
- (3) (1)及び(2)に対応するため、沖縄県立北部農林高等学校の全日制の学科を改編する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2（略）

3（略）

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立北部農林高等学校の項中	「熱帯農業科 園芸工学科 食品科学科 林業緑地科 生活科学科」	を	「アグリテクノ科 地域資源デザイン科 食品クリエイト科 ライフ創造科」	に改める。
----------------------	---	---	--	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 沖縄県立北部農林高等学校の熱帯農業科、園芸工学科、食品科学科、林業緑地科及び生活科学科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和10年3月31日までの間、なお存続するものとする。

規則案の概要説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 情報通信技術が急速に普及し、これまでの農業とは大きく変化していることから、ICT、AI及び情報通信最先端技術を活用したスマート農業などの農業DXを学ぶ機会を充実させ、多様な農業の担い手を育成することが急務である。
- (2) 沖縄県立北部農林高等学校においては、北部地域の農業、観光資源及び自然環境を生かした教育を行うこととしている。
- (3) (1)及び(2)に対応するため、沖縄県立北部農林高等学校の全日制の学科を改編する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立北部農林高等学校の全日制課程の5つの学科（熱帯農業科、園芸工学科、食品科学科、林業緑地科及び生活科学科）を4つの学科（アグリテクノ科、地域資源デザイン科、食品クリエイト科及びライフ創造科）に改編する。（別表第1関係）
- (2) この規則は、令和8年4月1日から施行する。（附則第1項）
- (3) この規則の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第2項）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第 1 条関係）

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表					
改 正 案			現 行		
(趣旨)			(趣旨)		
第 1 条 (略)			第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。		
(名称、位置等)			(名称、位置等)		
第 3 条 (略)			第 3 条 学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科は、別表第 1 に定めるところによる。		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
名称	位置	科	課程	修業年限	学科
沖縄県立 北部農林高等学校	名護市字宇茂 佐		全日制	三年	熱帯農業科 園芸工学科 食品科学科 林業緑地科 生活科学科
			定時制	三年以上	農業科

参 照 条 文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第百六十二号)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2・3 (略)